

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【94】

2. 日時：令和4年2月18日 10時00分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、宇田川安全審査官、服部（靖）

安全審査専門職、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与※

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他7名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子炉規制庁尾野です。本日の大嶋 2 号機設工認ヒアリングを開始したいと思 います。では中国電力の方から資料の説明をお願いします。
0:00:13	中国電力の高野です。初めに本日の資料について確認をさせていただきます。
0:00:20	全部で 13 図書ございますので、初めに付番をさせていただければと思 います。
0:00:27	最初に資料番号N-Sに他 047 階 01、こちらを①の資料とします。
0:00:35	続いて、資料番号N-S2.300207。
0:00:42	こちらを②の資料とします。
0:00:45	続いて資料番号N-S2.300207、カッコ日、こちらを③の資料とします。
0:00:55	続いて、資料番号NS2.300208。
0:01:01	こちらを④の資料とします。
0:01:04	続いて、資料番号N-S2.300208、括弧日。
0:01:12	こちらを⑤の資料とします。
0:01:16	続いて、資料番号N-S2.300209。
0:01:21	こちらを⑥の資料とします。
0:01:25	続いて、資料番号NS2.300209、括弧費。
0:01:32	こちらを⑦の資料とします。
0:01:37	続いて、資料番号N-S2.3002。
0:01:41	10、こちらを⑧の資料とします。
0:01:47	続いて資料番号NS2.3002、中括弧費、こちらを⑨の資料とします。
0:01:57	続いて資料番号N-S2.3002、11、こちらを、
0:02:03	⑩の資料とします。
0:02:06	続いて、資料番号N-S2.3002、11、カッコ日、こちらを⑪の資料とします。
0:02:16	続いて、資料番号Ms2.3002、12、
0:02:22	こちらを⑫の資料とします。
0:02:26	続いて資料番号N-S2.3002。
0:02:31	12、括弧費、こちらを⑬の資料とします。
0:02:37	続いて、資料番号N-S2.3002。
0:02:41	13、こちらを⑭の資料とします。
0:02:46	続いて、資料番号N-S2.3002、13、括弧費、こちらを⑮の資料とします。
0:02:56	資料はお手元におそろいでしょうか。
0:03:11	はい大丈夫です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:16	中国電力の鷹野です。ありがとうございます。それでは本日の資料についてご説明をさせていただきます。
0:03:26	まず、本日の提出資料について、第1回補正提出時から、記載の適正化を実施した箇所がございますので、説明をさせていただきます。
0:03:35	①の資料で、N-Sに他 047 階 01 をご覧ください。
0:03:43	4 ページからNo.32 からNo.53 までが、今回適正化を実施した箇所となります。
0:03:52	初めに 4 ページをご覧ください。
0:03:57	ナンバー32 につきましては、資料の誤記修正となっております。
0:04:02	No.33 及びNo.34 につきましては、
0:04:06	重大事故等クラス 2 ポンプの強度計算方法について、
0:04:10	3 ポツ 4 章のタイトルに、3 ポツ 4 ポツ 2 章のタイトルが誤って記載をされていたため、記載を適正化いたしました。
0:04:19	続いて 5 ページをご覧ください。
0:04:25	5 ページの相違につきましては、重大事故とクラス 2 管であってクラス 2 管の応力計算方法に関する適正化でございますが、
0:04:33	前回の強度計算方法のヒアリングでご説明をさせていただきました、クラス 1 管の強度計算方法及びクラス 2 管の強度計算方法、
0:04:43	と同様の修正内容になります。
0:04:47	続いて 6 ページをご覧ください。
0:04:54	ナンバー44 につきましては、重大事故等クラス 2 管であって、クラス 2 管の規定によらない場合の共同計算方法のうち、
0:05:03	ダクトの計算に関する記載の適正化でございますが、
0:05:07	ダクトにおける炭素鋼管の
0:05:10	必要最小厚さの適用除外についての説明を、先行審査プラントを参考に追加いたしました。
0:05:18	No.45 からNo.52 につきましては、重大事故等クラス 2 管であって、クラス 1 管の応力計算方法に関する適正化でございますが、
0:05:28	先ほどと同様に、前回のヒアリングでご説明させていただいた内容と同様の修正内容になります。
0:05:36	続いて 7 ページをご覧ください。
0:05:41	7 ページの相違につきましても、先ほどと同様に前回のヒアリングでご説明させていただいた内容と同様の修正内容になります。
0:05:50	修正箇所の説明については以上です。
0:05:57	続きまして、③の資料。
0:06:00	NS2.300207 括弧日の比較表を用いて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:06	6-3-2-7、重大事故等クラス2大木の強度計算方法について説明をさせていただきます。
0:06:15	初めに2ページをご覧ください。
0:06:22	2ページでの相違ですが、島根2号機では、さきの計上の重大事故等クラスに要求はないことから、設備の相違としております。
0:06:31	以降本層位を①の相違とします。
0:06:35	また、本層のように番号づけを行った層位については、時間の観点から、以降の説明は割愛をさせていただきます。
0:06:43	2ページについては以上となります。
0:06:46	続いて4ページをご覧ください。
0:06:53	一つ目の相違です。
0:06:55	島根2号機では、昭和55年の告示第501号を適用しており、評価に用いることから、適用規格の相違としております。
0:07:04	以降本当よ②の相違とします。
0:07:08	続いて三つ目の相違をご覧ください。
0:07:13	島根2号機は、5項6項で、同様の記載をしていることから、記載方針の相違としております。
0:07:22	四つめの相違です。
0:07:24	島根2号機は、7項で同様の記載をしていることから、記載方針の相違としております。
0:07:32	4ページについては以上となります。
0:07:35	続いて5ページをご覧ください。
0:07:41	一つ目の層理です。
0:07:43	該当の記載は、クラス3容器に関わる記載のため、島根2号機では記載しないことから、記載方針の相違としております。
0:07:53	二つ目の相違です。
0:07:55	島根2号機では、さきの規格に基づくフランジを使用していないことから、設備の相違としております。
0:08:03	5ページについては以上となります。
0:08:08	続いて12ページをご覧ください。
0:08:16	12ページでの相違ですが、島根2号機では、強度計算に直接かかわらない事項については、記載をしない方針としていることから、記載方針の相違としております。
0:08:27	以降本総意を丸さんの総意とします。
0:08:31	12ページについては以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	続いて 32 ページをご覧ください。
0:08:43	32 ページでの相違ですが、島根 2 号機で記載している内容について、東海第 2 は後段で記載をしていることから資料構成の相違としております。
0:08:54	32 ページについては以上もあります。
0:08:57	続いて 33 ページをご覧ください。
0:09:03	33 ページの層理ですが、先ほど、
0:09:06	と同様に、島根 2 号機の記載については、東海第 2 は後段で記載をしていることから、資料構成の相違としています。
0:09:15	33 ページについては以上となります。
0:09:22	続いて 34 ページをご覧ください。
0:09:27	34 ページでの相違ですが、先ほどご説明した内容について東海第 2 はホームページで記載をしており、島根 2 号機は前段で記載をしていることから資料構成の相違としております。
0:09:39	34 ページについては以上となります。
0:09:43	続いて 39 ページをご覧ください。
0:09:49	39 ページの相違ですが、
0:09:52	キムラ 2 号機では、外圧を受ける重大事故等クラス 2 号機があることから、設備の相違としております。
0:10:00	以降本装備を④の相違とします。
0:10:03	39 ページについては以上となります。
0:10:08	続いて 55 ページをご覧ください。
0:10:16	一つ目の相違をご覧ください。
0:10:19	島根 2 号機では、どうにか変わる溶接形状のみを記載していることから、記載方針の相違としております。
0:10:27	移行本数を 405 の相違とします。
0:10:31	55 ページについては以上となります。
0:10:35	続いて 65 ページをご覧ください。
0:10:44	65 ページでの相違ですが、
0:10:46	島根 2 号機の鏡板においては、断面が長手軸とか、なす角度が 0 であることから、
0:10:53	図のPVC3161-2-1に従い、
0:10:57	F1IF=1 としているため、その旨を明記していることから、記載方針の相違としております。
0:11:06	65 ページについては以上となります。
0:11:09	続いて 66 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:15	66 ページの層理ですが、島根 2 号機では、
0:11:19	SMRSCとなった場合に、
0:11:23	保守的に値を 1 としていることを明記していることから、
0:11:27	記載方針の相違としております。
0:11:30	66 ページについては以上となります。
0:11:35	続いて 67 ページをご覧ください。
0:11:41	67 ページの層理ですが、島根 2 号機では、鏡板に関わる溶接形状のみを記載していることから、
0:11:48	記載方針の相違としております。
0:11:51	以降本装備を⑥の相違とします。
0:11:55	67 ページについては以上となります。
0:12:00	続いて 70 ページをご覧ください。
0:12:07	70 ページでの相違ですが、島根 2 号機では、崎野式 2 歩補強に有効な面積を算出することから、記載方針の相違としております。
0:12:19	70 ページについては以上となります。
0:12:22	続いて 88 ページをご覧ください。
0:12:31	88 ページでの層理ですが、島根 2 号機のサージタンクの強度計算書では、鏡板の穴の補強計算を行うことから、設備の相違としております。
0:12:43	88 ページについては以上となります。
0:12:47	続いて 100 ページをご覧ください。
0:12:53	100 ページの層理ですが、島根 2 号機では当該溶接形状を用いていないことから、設備の相違としております。
0:13:04	100 ページについては以上となります。
0:13:07	続いて、143 ページをご覧ください。
0:13:18	143 ページでの相違ですが、
0:13:21	イシマル号機の原子炉圧力容器は、設計基準の評価条件が重大事故等時の評価条件を包絡するため、既工認における評価結果の確認を行うことから、設備の増員としております。
0:13:35	143 ページについては以上となります。
0:13:39	続いて 144 ページをご覧ください。
0:13:45	144 ページでの相違ですが、島根 2 号機では、設計建設規格を用いて原子炉格納容器の強度評価を実施していることから、評価方針の相違としております。
0:13:58	144 ページについては以上となります。
0:14:02	続いて、149 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:10	149 ページでの相違ですが、島根 2 号機では、告示第 501 号で評価する場合のフォーマットを示していることから、記載方針の相違としております。
0:14:21	この資料の説明については以上です。
0:14:28	続いて、⑤の資料、N-S2.300208 カッコ比の比較表を用いて、6-3-2-8、重大事故等クラス 2 ポンプの強度計算方法についてご説明をさせていただきます。
0:14:44	初めに 2 ページをご覧ください。
0:14:50	2 ページの相違ですが、
0:14:52	島野号機では先の評価を行う重大事故等クラス 2 ポンプはないことから、設備の相違としております。
0:15:00	以降ホンセイの①の相違とします。
0:15:03	2 ページについては以上となります。
0:15:06	続いて 3 ページをご覧ください。
0:15:11	一つ目の層をご覧ください。
0:15:13	島野号機では、昭和 55 年の告示第 501 号を適用しており評価に用いることから、適用規格の相違としております。
0:15:23	以降本操業②の相違とします。
0:15:27	3 ページについては以上となります。
0:15:29	続いて 4 ページをご覧ください。
0:15:36	上から二つ目の葬儀をご覧ください。
0:15:40	島根 2 号機では、こちら 501 号を用いた評価が、
0:15:44	設計建設規格を用いた評価と比べて保守的となる機器がございまして、
0:15:50	計算にはJISのB-8243 を用いていることから、適用規格の整理としております。
0:15:57	移行本数を丸さんの増員とします。
0:16:02	その他では先行審査プラントとの相違はございませんので、資料の説明については以上となります。
0:16:15	続いて、⑦の資料。
0:16:18	NS2.300209、括弧比の比較表を用いて、
0:16:24	6-3-2-9、重大事故等クラス 2 管の強度計算方法について、ご説明をさせていただきます。
0:16:32	初めに 2 ページをご覧ください。
0:16:40	2 ページの層理ですが、
0:16:42	島根 2 号機では、既工認の評価条件が重大事故等時の評価条件を包絡するため、先の評価を行わないことから、設備の相違としております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:53	以降本装備を①の相違とします。
0:16:56	2 ページについては以上となります。
0:16:59	続いて 3 ページをご覧ください。
0:17:04	3 ページでの層理ですが、島根 2 号機は 6-3-1-5、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物の強度計算の基本方針に同様の記載をしていることから、資料の
0:17:18	資料構成の相違としております。
0:17:21	以降奔走後②の相違とします。
0:17:24	3 ページについては以上となります。
0:17:27	続いて 4 ページをご覧ください。
0:17:34	一つ目の相違です。
0:17:36	島根 2 号機では、昭和 55 年の告示第 501 号を適用しており、評価に用いることから、適用規格の相違としております。
0:17:45	移行本数の③の相違とします。
0:17:48	二つ目の相違です。
0:17:50	島根 2 号機で基本板厚計算を行う重大事故等クラス 2 管であってクラス 2 管においては、
0:17:57	設計建設規格を用いた評価が告示第 501 号を用いた評価に比べて保守的な評価となるため、設計建設規格のみを記載していることから、
0:18:07	質疑の総意としております。
0:18:11	以降本当 4 割重そういたします。
0:18:17	4 ページについては以上となります。
0:18:20	続いて 5 ページをご覧ください。
0:18:24	一つ目の層理です。
0:18:26	下野号機では、共同計算が不要となる管継ぎ手に関する仕様であることを明記していることから、記載方針の相違としております。
0:18:36	二つ目の相違です。
0:18:38	島根 2 号機の重大事故等クラス 2 管は、機械継ぎ手を使用していないことから設備の相違としております。
0:18:47	5 ページについては以上となります。
0:18:50	続いて 7 ページをご覧ください。
0:18:57	7 ページでの相違ですが、島根 2 号機では、さっきの規格を用いて評価を行う、SAクラス 2 管はないことから、設備の相違としております。
0:19:07	7 ページについては以上となります。
0:19:11	続いて 9 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:18	9 ページでの相違ですが、島根 2 号機では、要目表に記載している最高使用圧力の表示桁と同じ値を記載していることから、
0:19:28	記載方針の相違としております。
0:19:32	9 ページについては以上となります。
0:19:35	続いて、104 ページをご覧ください。
0:19:47	104 ページでの相違ですが、
0:19:49	島根 2 号機はクラス 1 管の強度計算方法の中で、相馬と説明しており、
0:19:55	本書での説明は割愛していることから、資料構成の相違としております。
0:20:01	104 ページについては以上となります。
0:20:05	続いて 114 ページをご覧ください。
0:20:25	上から二つ目の層をご覧ください。
0:20:29	下野 2 号機では、機構による評価結果の運用はしないことから、記載方針の相違としております。
0:20:37	以降本装備を⑤の相違とします。
0:20:40	続いて、三つ目の相違をご覧ください。
0:20:44	島根 2 号機で用いる解析コードは、はいSAPのみであることから、設計方針の相違としております。
0:20:52	114 ページについては以上となります。
0:20:55	続いて 115 ページをご覧ください。
0:21:00	115 ページでの層理ですが、島根 2 号機では半田の扱いについて明記していることから、記載方針の相違としております。
0:21:10	以降本葬儀を⑥の相違とします。
0:21:14	115 ページについては以上となります。
0:21:17	続いて、118 ページをご覧ください。
0:21:25	上から二つ目の相違をご覧ください。
0:21:29	島根 2 号機では、重大事故等時の状態の定義として、小口で評価する場合は、協力状態越え、設計建設規格で評価する場合は供用状態Eを用いていることから、記載方針の相違としております。
0:21:44	移行本数よ⑦の相違とします。
0:21:48	続いて、上から四つめの相違をご覧ください。
0:21:54	島貫号機では、一次応力制限に関する規定がある設計条件での協力評価に用いていることから、設計方針の相違としております。
0:22:04	以降本装備を⑧松尾いたします。
0:22:08	118 ページについては以上となります。
0:22:12	続いて 124 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:21	一つ目の相違です。
0:22:23	島野 2 号機では、一次応力、括弧 1 及び一条 6(2)をそれぞれ記載していることから、記載方針の相違としております。
0:22:33	移行本数を⑨の相違とします。
0:22:37	二つ目の相違です。
0:22:39	島貫号機では、しゅんせつ、改造といった、設計建設規格の規定に基づく評価のみを実施する場合の評価結果の記載要領について明記をしていることから、
0:22:50	記載方針の相違としております。
0:22:53	以降本葬儀を⑩の相違とします。
0:22:57	24 ページについては以上となります。
0:23:00	続いて 125 ページをご覧ください。
0:23:07	25 ページでの層理ですが、島根 2 号機では、計算精度と数値の丸め方について説明をしていることから、記載方針の相違としております。
0:23:18	以降本操業⑪の相違とします。
0:23:21	125 ページについては以上となります。
0:23:24	続いて、134 ページをご覧ください。
0:23:35	一つ目の相違です。
0:23:37	島野 2 号機では評価に使用していない、設計建設規格、付録材料図表は記載していないことから、記載方針の相違としております。
0:23:50	二つ目の相違です。
0:23:52	島根 2 号機では、炭素鋼管の必要最小厚さの適用除外について、明記をしていることから、記載方針の相違としております。
0:24:03	三つ目の相違です。
0:24:04	島根 2 号機では、評価対象設備がないことから、設備の相違としております。
0:24:12	134 ページについては以上となります。
0:24:17	続いて 137 ページをご覧ください。
0:24:24	137 ページの層理ですが、島根 2 号機では、ダクトの自重及びその他機械的 下部によりフランジ部に作用する曲げモーメントを圧力に換算した透過圧力について考慮していることから、設計方針の相違としております。
0:24:41	以降本創業 012 月をいたします。
0:24:45	137 ページについては以上となります。
0:24:48	続いて 140 ページをご覧ください。
0:24:55	140 ページの層理ですが、島根 2 号機における中央制御室空調換気系ダクトの最高使用圧力は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:04	0.003MPaであることから、設備の相違としております。
0:25:10	本資料の説明については以上です。
0:25:15	続いて、⑨の資料。
0:25:18	NS2.302、中括弧比の比較表を用いて、
0:25:24	6-3-2-10、重大事故等クラス2弁の強度計算方法について説明をさせていただきます。
0:25:33	初めに3ページをご覧ください。
0:25:40	一つ目の相違をご覧ください。
0:25:43	柴野2号機では、昭和55年の告示第501号を適用しており、評価に用いることから、適用規格の相違としております。
0:25:53	以降奔走も①の相違とします。
0:25:58	資料については、それ以外の相違点がございませんので、説明については以上とさせていただきます。
0:26:06	続いて、⑩の資料。
0:26:09	MS2.3002、11、括弧日の比較表を用いて、
0:26:14	6-3-2-11、重大事故等クラス2支持構造物、括弧容器の強度計算方法について説明をさせていただきます。
0:26:25	初めに3ページをご覧ください。
0:26:33	3ページの層理ですが、
0:26:35	島根2号機は昭和55年の告知第501号が施設時の適用規格であり、
0:26:42	設計建設規格との比較をした結果、設計建設規格で評価する旨を記載していることから、
0:26:48	適用規格の相違としております。
0:26:51	3ページについては以上となります。
0:26:55	続いて、6ページをご覧ください。
0:27:05	6ページでの層理ですが、島根2号機は脚支持(株)からの指示を、の評価を行う機器はありませんが、参考として記載をしていることから、記載方針の整理としております。
0:27:19	6ページについては以上となります。
0:27:21	本資料の説明については以上です。
0:27:30	続いて、⑬の指導N-S2.3002、12括弧日の比較表を用いて、
0:27:37	6-3-2の中に、従来事故等クラス2支持構造物、括弧担保の強度計算方法について説明をさせていただきます。
0:27:47	初めに3ページをご覧ください。
0:27:53	3ページでの層理ですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:55	島根 2 号機は昭和 55 年の告知が 501 号が施設時の適用規格であり、
0:28:01	設計建設規格との比較をした結果、設計建設規格で評価する旨を記載していることから、
0:28:08	適用規格の相違としております。
0:28:11	3 ページについては以上となります。
0:28:15	続いて 4 ページをご覧ください。
0:28:19	4 ページでの層理ですが、島貫号機で評価に用いる記号について説明をしていることから、記載方針の相違としております。
0:28:28	4 ページについては以上となります。
0:28:32	続いて、6 ページをご覧ください。
0:28:36	一つ目の層をご覧ください。
0:28:40	島根 2 号機では、Zoomの 1 の、
0:28:43	(シ)及びカッコdに示す形状の支持構造物を考慮して、評価内容を示していることから、記載方針の整理としております。
0:28:53	以降奔走分を①の相違とします。
0:28:58	本資料の説明については以上です。
0:29:04	続いて、⑮の資料。
0:29:06	N-S2.3002、13、括弧引いの比較表を用いて、
0:29:13	6-3-2 の 13、重大事故等クラス 3 機器の強度評価方法について説明をさせていただきます。
0:29:21	初めの 4 ページをご覧ください。
0:29:28	一つ目の葬儀をご覧ください。
0:29:30	島根 2 号機は設計建設規格により設計を行う感があることから、設備の相違としております。
0:29:38	以降本操業①の相違とします。
0:29:42	4 ページについては以上となります。
0:29:45	続いて 9 ページをご覧ください。
0:29:50	三つ目の層をご覧ください。
0:29:53	島根 2 号機では、耐圧試験結果を示す強度計算酒造のフォーマットを、文書の中で明記することから、記載方針遅いとしております。
0:30:03	移行と奔走をマルの相違とします。
0:30:07	本資料の説明については以上です。
0:30:10	当社からの説明は以上です。
0:30:16	ありがとう。
0:30:20	規制庁のです。ありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:22	では質問のある方、お願いいたします。
0:30:43	あ、規制庁植木です。
0:30:49	基本的なことも含めて、質問、
0:30:54	があるんすまず、
0:30:59	資料③ですね、N2.3。
0:31:05	00207 の括弧日。
0:31:10	の資料ですけど、これの、
0:31:13	70 ページ。
0:31:17	なんですけど、
0:31:20	それで
0:31:22	(口)うまにある括弧管台の一部分が香川三井田の部分となっている場合の式。
0:31:31	で、
0:31:32	備考欄に島根 2 号ではさっきの式で補強に関する補強に有効な面積を算出すると。
0:31:41	いうふうに、
0:31:43	記載されてるんですけど。
0:31:46	これ、
0:31:47	ついて先行とちょっとこの部分が違っている。
0:31:54	ということに対して備考欄があると思うんですけど、少しちょっと具体、マスキング
0:32:03	先行はマスキングなんであれなんですけど、ちょっと考え方を説明し、
0:32:09	ください。
0:32:15	中国電力の鷹野です。
0:32:18	こちらの資金につきましてはですね、
0:32:22	大きい穴の補強に有効な面積。
0:32:25	を算出するための式となっておりますので、
0:32:28	補強に有効な面積ということで、管台の一部分ですね、穴が開いてる部分に対して、管台の一部分が補強に有効となりますので、
0:32:40	そちらの面積を算出するための式となっております。
0:32:45	なので基本的には、
0:32:48	管台のですね、断面、断面の面積となりますので、
0:32:57	ここに記載をしているT、T-CTCRいろいろありますけれどもこちらが
0:33:04	板厚の部分ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:06	になっておりまして、そちらが1編となっているというところであともう一つがD、
0:33:12	という値がございますけれども、Dとかの値がですね
0:33:21	何といいますか、長さの部分になるかと思えますけれども、
0:33:29	少しエスシーだったりこのITERだったり入っているのが溶接部の
0:33:37	継ぎ手効率であったりあとは管台の材質が鏡板の材質と異なっている場合に、その材料の許容力の比ですね面積を補正し、
0:33:47	してあげるというような考慮をしている。
0:33:49	ような、
0:33:52	式になってございますけれども、
0:33:54	基本的にはですねこの最後の2×PNという、最後のところがあるんですけどもこれをかけないとですね、
0:34:04	面積の式にはなりませんので、当社ではこのような記載を行っている、ということになります。以上です。
0:34:13	規制庁大江です。はい、わかりました。
0:34:17	あと、
0:34:25	ちょっと理解不足で申し訳ないですが、7、71ページで、
0:34:33	備考欄のですね、真ん中に書いてある。
0:34:37	10日、あんまそういう理由として⑥の層位っていうことで
0:34:47	1ページの⑥を見ると、⑥はその下、島根2号機では鏡井谷。
0:34:56	関わる、
0:34:58	溶接形状のみを記載している。
0:35:03	ということが書いてあって、この71ページの、
0:35:07	(エ)のところの、期さEですね管台の一部が、加賀美伊他の部分となっていない場合、
0:35:19	というのとあとその下の方に、1部分が
0:35:25	鏡板の部分となっている場合、どういう。
0:35:29	ことで書いていてええと、ちょっとここ、これとちょっと相違の理由ってというのがちょっとよく結びつかなかったんで、ご説明お願いします。
0:35:43	中国電力の鷹野です。
0:35:45	えっとですね、まず、この相違点、
0:35:50	この記載方針の相違と書いてある。
0:35:54	行の1ですけども、こちらはあくまでちょっとマスキングなので詳しくは言えませんが先行審査プラントの記載の位置に合わせていると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:05	こちら当社の記載を見ていただくと、すべて波線となっておりますのでこの一位はですね、
0:36:13	先行審査プラントと記載順序だっぴりに相違があるので、
0:36:18	ほとんど波線を引いているんですけども実質的な相違はなくてですね、実際の実践としての相違というのが当社の記載で言いますと、
0:36:29	この相違点を記載しているところの三行上ですね。
0:36:35	ハンダイのうち部分が鏡他の部分となっていない場合及びこのウェル度 38 の場合と、こちらの記載がですね先行審査プラントとは異なっておりますけれども、
0:36:47	このウエダ 38 を、当社は記載しているというところで、そういう理由はですね⑥の層位と押す、対応しているということになります。以上です。
0:37:00	規制庁池です。
0:37:02	そうすると、あれですかウェルどう。
0:37:05	38
0:37:07	ていう。
0:37:08	ところが
0:37:11	その部分の書き方、書き方っていうか
0:37:16	適用するものが違うということで、⑥の理由、相違という理解でよろしいんでしょうか。
0:37:29	中国電力の鷹野です。
0:37:31	おっしゃる通りですねウェル度 38 というのが、鏡板に関する溶接形状、
0:37:38	を当社では示している記載になってございます。それが⑥の相違となっておりますので、そこが潜航とは書き方が少し違うというところになります。以上です。
0:37:51	規制庁議決はい、理解しました。
0:37:55	それから、
0:37:58	同じ資料の、
0:38:01	144 ページ。
0:38:06	お願いします。
0:38:07	ここで
0:38:12	重大事故とクラス 2 容器に関する適用規格、
0:38:19	が一農地がいいについてと書いてあるんですけど、
0:38:24	ちょっと理由の書き方として
0:38:30	セ島野 2 号機は設計建設規格食うを用いて強度評価を実施している。
0:38:36	書いてあるんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:42	そのなぜ先行と違う違うのかっていうこと、なぜその適用規格が違うかっていうことを理由として、
0:38:53	書くべきじゃないかなと今書いてあるのはこれは読めばわかる話。そう。事実を書いてるだけで理由じゃないような気がするんですけど。
0:39:08	中国電力の鷹野です。ご指摘承知いたしました。理由についてはですね前回の強度計算の基本方針のヒアリングの中でもご説明をさせて、
0:39:17	していただいたように、
0:39:19	設置許可審査の中で設計建設規格を用いて評価を行っているところから、そこと
0:39:28	適用規格を合わせているということになりますので、そちらの理由をですね備考欄のほうに追記をさせていただきたいと思います。以上です。
0:39:38	規制庁池です。これってあれなんですっけ
0:39:44	コンクリート製格納容器と構成の格納容器。
0:39:49	の違いっていうか、それ、それなので、適用規格が違うっていうふうにちょっと私は理解してたんですけど、何か設置許可、
0:39:59	出野っていうのはちょっとよくわかんなかったんですけど、
0:40:07	中国電力の鷹野です。
0:40:09	そういう理由としてはですねコンクリート製と構成という違いではございませんで、
0:40:18	設置許可の中ではですね各社、設計建設規格を用いて格納容器の強度評価を行っている。で、そちらの評価結果についてですね今回の設工認の中でも、原子炉格納容器の設計条件の説明書
0:40:35	の中でその評価結果を引用するような形とさせていただいてますけれども、強度計算書側においてもですね、一部、
0:40:47	設置許可審査の評価結果を引用している箇所がございます。
0:40:53	ここでその他のですね、評価を行う、原子炉格納容器の適用規格についても設計建設規格を、
0:41:03	適用しているところになります。
0:41:05	ですねもちろんその国Gと設計建設規格、
0:41:10	ですね、
0:41:13	評価に相違がないというところは確認はしておりますのでその上で設計建設規格を用いて、統一をして評価を行っているところになります。以上です。
0:41:36	規制庁植木です
0:41:39	開きたかったのちょっと告示と設計建設規格の話ではなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:47	何かもう一つの基架空を適用するかどうかという、
0:41:54	質問なんですけど。
0:42:02	中国電力の鷹野です。当社の原子炉格納容器はコーセーの格納容器となっ てございますので、
0:42:11	コーセーの格納容器としての評価のみを実施いたします。以上です。
0:42:17	規制庁池戸ちょっとあれですね、備考のところ、もう少し
0:42:24	その告示と、設計建設規格の話と、もう一つは、もうもう一つの規格の話があ るのかなと思っていて、
0:42:36	私はむしろ聞きたかったのはそこ、後者の方なので、ちょっとその理由につい ても、
0:42:44	コンクリート製格納容器じゃないっていう。
0:42:47	ことがもし理由なのであれば、それも含めて記載した方がいいかなというふう にちょっと思ったんですけど。
0:42:56	規制庁江田です。
0:43:01	では、次、
0:43:04	適切に、
0:43:05	ちょっと備考欄を修正をお願いします。あと
0:43:12	資料の7番、⑦、
0:43:16	ですけど、
0:43:19	資料番号がN-S2.2-009-09の括弧日。
0:43:25	ですけど、
0:43:27	ここで1ページ目の、
0:43:34	層位何番も④ということで、④
0:43:40	豊島2号機では云々というのが書いてこの後外観はAと。
0:43:48	設計建設規格を用いた方評価が国Gより保守的なので、設計建設規格を使っ ていますと。
0:43:59	ということで、
0:44:02	9ページにですね。
0:44:06	例えば9ページの備考欄で、下の方に、
0:44:11	先行との違いっていうんで④の相違っていうことが、
0:44:16	あれと書いてあるんですけど。
0:44:19	この、
0:44:21	1ページの004の設計検査規格のみを使うっていうことは、どこかに書いてあ るんですかね、この資料、
0:44:35	というのは、何か他の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:38	飛ぶ。
0:44:42	P等では国Gの方も書いてあって、今この資料、この同じ資料の中でも、
0:44:52	配管が書いてなくてあと後ろの方に出てくるし、頭位支持構造物だったかな、あそこ。そこは告示の話も書いてあって、
0:45:02	ちょっとこの配管の強度計算書だ、の部分だけが、何か国Gに関する記載が抜けていて、なぜ抜けてるか。
0:45:13	という理由を、何か書いとった方が、わかりやすいのかなと思ったんですけど。
0:45:22	ちょっと全体がわかる
0:45:25	理解不足のところがあって
0:45:29	のところもあるかもしれないんですけどいかがでしょうか。
0:45:41	中国電力の鷹野です。
0:45:43	ご指摘いただいた件ですけれども、
0:45:46	まず資料構成についてはですね先行審査プラントを参考にしながら、主要構成を行っているというところがまずあるんですけども、
0:45:57	支持構造物とSAクラス2管ですね、
0:46:02	両者ともにですね比較は行ってございまして、結果として相違がないというのは、実情は同じ。
0:46:12	となっておりますんで、その上でですねおそらく支持構造物側の記載の方が、より親切的な書き方になっているとは思いますが、
0:46:23	記載については検討させていただきたいと思います。以上です。
0:46:28	規制庁池です。
0:46:30	よろしくお願ひします。さっき仕事物の方に書いてあるって言ったのは例えば9ページ。
0:46:37	なんかで※3のところですね、国G、
0:46:42	話も併記してあって、
0:46:46	それはそちらの方は両方を評価するっていうことで書いてあると思うんですけど、このクラス管理課に関しては、設計建設規格を使用するという
0:46:59	ことで、甲斐。
0:47:01	でないの、
0:47:02	何か断り書きがあるのかなっていうふうになんかちょっと思ったん。
0:47:06	んですけど、
0:47:08	よろしいでしょうか。
0:47:20	規制庁植木です。すいません。例えば119ページなんですけど、
0:47:26	す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:28	119 ページはそうですね、109。
0:47:36	9 ページアンカー。
0:47:40	そうですね 119 ページの
0:47:43	下の方の※2 ですねここ、こちらの方は設計建設規格と国Gの
0:47:52	通知処理の仕方両方書いて、
0:47:57	あって配管の方は書いてないので、
0:48:01	ということなんですけど。
0:48:07	中国電力の高間です。
0:48:09	大越。
0:48:11	来いただきまして 119 ページの記載なんですけれども、
0:48:16	こちらは管の応力計算に関わる記載の部分。
0:48:21	ございまして、応力計算につきましてはですね、
0:48:29	告示等、設計建設規格で安全側の規格というのが、不明のため両方で、
0:48:38	両方の規格で評価を行うという方針としておりますので、
0:48:42	応力計算方法の図書の中ではですね告示の記載を行っている。
0:48:47	いうところが実情になりますので、
0:48:51	最初に、基本板厚計算側ではですね最初のページに比較した結果という断りを入れておくのは
0:49:01	より親切な形かなとは思いますが結果として設計建設規格をこの評価しか行わないのであれば、
0:49:10	以降の記載はですね設計建設規格、
0:49:13	のみの記載をすることが適切かなと思う、考えてございます。以上です。
0:49:20	規制庁江田です。
0:49:23	はい、わかりました。
0:49:28	独自の評価をしない場合でも書いておくっていうやり方もあるかなと書かないのであれば、やはり前のところでちょっと、
0:49:39	一言断った大分方法が、
0:49:44	親切かなというふうに思い、思いました。ちょっとその辺は検討をお願いします。
0:49:54	中国電力のタカノで承知いたしました。以上です。
0:49:58	ハタとですね、同じページの、
0:50:07	137 ページ。
0:50:11	なんですけど、
0:50:16	ここもちょっと私の理解が足りないと。
0:50:20	清かもしれないんですけど、備考欄に書いてあるですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:25	島根 2 号では、ダクトの自重及びその他機械的荷重、フランジ部に作用するゲイン、曲げモーメント、
0:50:35	圧圧力に換算した評価圧力。
0:50:40	ついて考慮してるということで、
0:50:46	表で言うと、
0:50:47	実
0:50:49	実、上から三つ目四つ目。
0:50:51	後、五つ目、これがそれに当たると思うんですけど、
0:50:56	ちょっとこれって何か、確か別のヒアリングでも、
0:51:02	質問があつて答え。
0:51:05	あつたかもしれないんですけど、ここの考え方、その力をその圧力に換算した統括力にする。
0:51:13	というやり方について、
0:51:16	どうぞ。
0:51:18	説明。
0:51:20	一般的なやり方なのか。
0:51:22	とか、ちょっと教えていただきたいんですけど。
0:51:30	中国電力の高野です。こちらですねそのフランジの計算については
0:51:38	計算式が圧力を条件として、
0:51:42	評価を行いますので、
0:51:44	自重及び機械的荷重というものを適切に評価に取り入れるために、一旦圧力に換算して、評価を行っているというのが、この統括力の考え方でございますけれども、
0:51:59	こちらについてはですね、統括力については、
0:52:12	ちょっとお待ちくださいええ。
0:52:14	確か統括力については設計建設規格の中でもですね。
0:52:20	記載がされていたと思ひまして、
0:52:25	該当ページが、ちょっとすみません、見つからないので少々お待ちください。
0:52:36	規制庁エキス
0:52:39	設計建設規格に書いてあるや、今やり方ということで理解しました。それであれなんですかね、これ。
0:53:03	規制庁駅です。設計建設規格に記載されてるということ、やり方が記載されてるということで、理解しました。
0:53:12	私からは以上です。
0:53:18	はい。他にいかがでしょう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:21	じゃあ、山浦さん。
0:53:30	規制庁の山浦です。
0:53:37	3番の資料。
0:53:40	0
0:53:42	144ページのところなんですけども、
0:53:50	上から七、八行目のところに、
0:53:54	供用状態Dの許容力を目安とした。
0:53:58	設計建設規格による評価を実施するというふうに書かれてて、
0:54:04	145、5ページ2、
0:54:07	提出資料が書かれてるんですけども、
0:54:10	この中に結構、基本板厚計算書っていうのが、
0:54:15	入ってるんですが、
0:54:18	ちょっとこれに関してなんですけども、
0:54:21	ちょっとこれ比較表なので、ちょっと
0:54:25	しゃべりにくいので
0:54:29	もう一つの資料の2番の資料の、
0:54:33	132ページで、
0:54:36	島根だけの資料になってるんですけども、
0:54:43	この基本板厚計算書っていう、
0:54:48	ものなんですけど、
0:54:53	柏崎キープ
0:54:57	中という状態で、Dの協力といいながらジェット力に対する協力の、
0:55:03	0.6SEを使ってい。
0:55:08	2Pdに対して、
0:55:11	板厚計算をやってるんですけども、
0:55:14	す。
0:55:16	それは今までのプラントの中で柏崎だけで、
0:55:21	その他のプラントは、
0:55:25	協力の協力、供用状態Dの協力を使って聞こえた計算するというのはちょっと、
0:55:33	理屈としておかしいので、
0:55:36	資料の表紙はあるんですけども、
0:55:39	三分の2SEを使った耐圧力を出して、
0:55:44	耐圧性能が十分あるというふうに、
0:55:49	計算してるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:51	この付近島根ではどのようにされる。
0:55:54	つもりなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
0:56:06	中国電力のタカノで少々お待ちください。
0:56:44	規制庁の山浦ですけども、今
0:56:49	はっきり方針が決まってないかもしれませんが、このところ、SA状態に対する、
0:56:57	モニターす計算というのが先行の、
0:57:00	公認でいろいろ差があるので、1回、どのような資料の内容にするのかですね ちょっと
0:57:10	先行例も調べた上で、次回にでもご説明いただければと思うんですが。
0:57:17	いかがでしょうか。
0:57:36	中国電力の鷹野です。
0:57:39	とですね、少し今調べたんですけども、原子炉格納容器関連の基本板厚計算書につきましてはですね、
0:57:50	当社としては、すでに補正でご提出をさせていただいている状況になりますけれども、設置許可審査の中でご説明をさせていただいている、評価結果を運用する。
0:58:04	形で評価を行っているというところになりまして、あくまで
0:58:10	改めて計算をし直しているわけではなくて、引用をするという形とさせて、
0:58:16	いただいております、そちらの評価結果。
0:58:20	が、供用状態Dの評価になっていたかと思います。
0:58:25	以上です。
0:58:31	公認計算書の中で、設置許可の、
0:58:35	もう直接運用することはできないと思うので何らか記載があると思うんですけども、
0:58:43	ちょっと今聞いた範囲ではすぐ私理解できなかったもので、すみませんが次回にでもちょっとご説明。
0:58:51	願えればと思います。
0:58:54	よろしいでしょうか。
0:58:57	中国電力のタカノで承知いたしました。以上です。はい。
0:59:02	あとはもう一つだけなんですけども、③の資料で、
0:59:07	88 ページで、
0:59:12	備考で島根 2 号機のサージタンクの強度計算書では、
0:59:18	鏡板の穴の補強計算を行うというふうに書かれてるんですけども、
0:59:24	これセンコーとの層位の具、具体的な内容はということなんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:35	中国電力の鷹野です。
0:59:39	そうですね層位理由、層位でいう。
0:59:42	としては、
0:59:44	適切だったかと言われると、
0:59:48	ちょっと、
0:59:51	適切ではないかもしれないんですけどもなぜ当社がですねこの3ポツ4の記載を行ったかというところの説明をさせていただくために、
1:00:01	当社の設備においてはですね鏡板の補強の補強の計算というものを行っておりますのでその旨を備考欄に記載させていただいたという形になってございます。以上です。
1:00:14	はい、了解いたしました。私からは以上です。
1:00:19	はい。では、ほかに。
1:00:26	規制庁の堀野です。1件だけ表現、表現のところだけなんです、
1:00:33	資料3の、
1:00:35	N-S2の添3-02-07の日ですけども、
1:00:41	その66ページ。
1:00:46	説明して気づかれてると思うんですけど。
1:00:51	この島根2号機ではSN、
1:00:54	主となった場合って書いてあんですけど、大なる位置ですか、が抜けてるので、
1:01:03	今年度修正をお願いしたいと思います。
1:01:07	私から以上です。
1:01:12	中国電力の鷹野です大変申し訳ございませんでした。ご指摘承知いたしましたので資料の方を修正させていただきます。以上です。
1:01:22	続いて規制庁の服部です。これはちょっと教えていただきたいだけなんです、資料3の、
1:01:30	37ページに、
1:01:34	よう機能等、
1:01:39	間の計算で記号の説明ってのがあるんですが、
1:01:44	この基本の説明の中で、AとかDとかいっぱい出ててその表示内容が文書でパーッと書いてあるんですが、下の方に行くと、
1:01:54	ここ。
1:01:56	電見つかんの形式とか、直管U字管。
1:02:00	看板の負債化だと、これは、
1:02:03	Zに関する

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:06	何か説明を書いてあるんでしょうか。
1:02:14	中国電力の鷹野です。こちらについてはですね計算書、
1:02:20	Zというわけではなくて、経産省、
1:02:23	上の表示は、
1:02:25	伝熱管の型式として直管だったりU字管。
1:02:28	と書くんですけれども、意味としても、
1:02:31	全く同じですよというところを示しているものになりまして、
1:02:38	そのような記載となつてございます。以上です。
1:02:46	表示内容がまた同左って書いてあるんですけど、
1:02:50	何かこの下半分の読み方が、とらえ方がわからなくてですね、ちょっと説明をお願いしたいんですが。
1:03:08	中国電力の高梨町長お待ちください。
1:05:39	規制庁だったらいいんですけど、まだ時間かかるようでしたら、後程でも何か説明いただければと思うんですが、いかがですか。
1:05:50	中国電力の鷹野です大変お待たせして申し訳ございませんでしたきつとですね実際の強度計算書を用いてご説明をさせていただこうと思ったんですけどもですね。
1:06:01	ちょっとすぐに例が出てこなくてですね後程もしくはまた次回にでもちょっとご説明をさせていただければと思います。以上です。規制庁服部です。了解しましたよろしく申し上げます。私から以上です。
1:06:18	田川さん、いかがですか。
1:06:23	はい。
1:06:24	質問させていただきます。
1:06:27	丸さんの資料の、
1:06:30	144 ページ、お願いします。衛藤丸さんの資料の 144 ページ。
1:06:38	植木からも説明が、質問があったところなんですけども、
1:06:44	格納容器の評価にあたって適用する規格が今ジェスJSMEの規格なんですけれども、
1:06:55	技術基準規則の十七条においては、施設時に、告示 501 を適用した場合は、今回工認でも告示 501 を適用するっていうふうに、
1:07:09	示されているんですけども、
1:07:12	ところ 144 ページでJSMEに限定している理由をもう一度説明いただけますでしょうか。
1:07:25	中国電力の鷹野です。技術基準規則 17 条の要求については、ご認識の通りでございまして、施設上の適用規格を用いて評価することということになって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:07:37	いるんですけれども、
1:07:40	当社としてはですね、設計建設規格と、告示、第 501 号の評価にですね相違がないことを確認した上で、
1:07:51	今回設計、設置許可審査の中でご説明をさせていただいている。
1:07:57	す。
1:07:59	共同評価内容との整合を図るために、
1:08:02	統一するためにですね設計建設規格、
1:08:07	での評価を行っているというところになります。以上です。
1:08:13	はい。説明をよくわかりました。今のところがちょっと重要だと思いますので、備考のところに、
1:08:21	きちんと書くか。
1:08:24	どっか申請書上で、
1:08:27	JSMEと告知後毎日をどこか比較しているとか、
1:08:35	記載していたことはできませんでしょうか。
1:08:41	中国電力の鷹野です。ご指摘承知いたしました。備考欄の記載をですね充実をさせていただきたいと思います。以上です。
1:08:51	はい。今、144 ページは、SA条件では、JSMEを使いますよということなんですけども、DB条件でも、
1:09:02	同じでしょう。
1:09:06	JSMEと小口 501 を比較した上で、
1:09:09	JSMEを使います。
1:09:12	令和おなじじでしょうか。
1:09:17	中国電力の鷹野です。島根 2 号機の原子炉格納容器につきましては、今回、DBとしての評価は行い、
1:09:25	ありませんので、これあくまでSAとしての評価のみとなっております。以上です。
1:09:37	わかりました。ちょっとそこもちょっと、
1:09:40	この資料ではないかもしれないんですけど、
1:09:44	ちょっと別の資料でも大丈夫ですので、私、確か指摘したと思いますので、その旨ちょっと、
1:09:52	残しておいていただけますでしょうか。
1:10:01	中国電力の鷹野です。
1:10:03	ご指摘承知いたしました。強度計算の基本方針の中でですね当社は原子炉格納容器農共同計算の基本方針を作成しないという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:15	ところがございますので、それ、その図書がですねDBに関する内容になるんですけども、それに対応するような形で
1:10:24	記載をさせていただくのが自然かと思imasuのでそのような対応をさせていただければと考えております。以上です。
1:10:33	はい、わかりました。
1:10:42	続きまして、⑦番の資料の、
1:10:46	124 ページ、お願いします。
1:10:50	⑦の不足、24 ページに、一次応力括弧 1 度、(2)というのがあるんですけども、
1:11:00	違いについて説明をお願いします。
1:11:05	中国電力の鷹野です。ご指摘いただいた一条力の(1)と(2)というのはですね、設計建設規格の中で定められている、
1:11:17	計算方法になりまして、一次応力の計算式が(1)と(2)では異なっております。
1:11:25	ので、(1)と(2)という記載の仕方はですね当社オリジナルになるんですけども、その旨がわかりやすいようにですね
1:11:36	注記の※2 と※3 の中でですね、設計形成資格等告示のものを呼び込んでですね、それぞれの計算式により計算した一次応力を示すというような記載の方法をさせていただいております。以上です。
1:11:54	はいわかりました。
1:11:57	あとは記載だけなんですけれども、⑦の資料の 129 ページについて、14 日側道の
1:12:08	記号が、グラム。
1:12:11	表記になっていますので
1:12:14	適正化をお願いします。
1:12:18	私からは以上です。
1:12:32	すいません。補足します。129 ページのa、bポツ、矩形ダクトのですね。
1:12:39	上から
1:12:40	5 行目の重力加速度がプラムの表記になっていますので、
1:12:46	記号のところが、
1:12:48	他の説明しようと。
1:12:52	併せて適正化し、お願いします。
1:13:00	中国電力の鷹野です。ご指摘は承知いたしました当社のですね他の資料との整合もちよつと社内確認を行った上で、記載を検討させていただければと思います。以上です。
1:13:15	はい。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:19	ありがとうございます。
1:13:22	いいか。
1:13:24	他に何か記載とかありますか。
1:13:35	規制庁井手です。今のGの話なんですけど、多分他の資料も結構ぐらい
1:13:45	Mで書いてあるのが、散見されていて、
1:13:49	ちょっと先行プラント、
1:13:52	島なんかでは一応、
1:13:55	組織を統一する、してもらうように、
1:14:00	女川なんかでは統一してもらってたので、できれば、できればというかやっぱり統一した方がいいのかなと思う。今、必ずしも多分統一されてない、他の
1:14:12	さっき他の資料を見てっていう話ありましたけど多分、
1:14:18	結構バラバラなってると思いますので、統一するのであれば、グラムじゃない方に、
1:14:24	統一すべきだと思いますので検討をお願いします。
1:14:36	中国電力の鷹野です。ご指摘は承知いたしました。社内確認の上ですね記載を検討させていただきます。以上です。
1:14:47	ありがとうございます。
1:14:49	すいません私は特にないので、ほかによろしいですか。
1:14:57	よろしいですかね。
1:14:59	よろしければこちらからコメントは終わりますが、そちら、中国電力の方から何かありますか。
1:15:18	中国電力の相田です。所長、お待ちください。
1:15:37	中国電力の内藤です。こちらは特にございません。
1:15:40	以上です。はい。ありがとうございます。では、本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。お疲れ様でした。
1:15:50	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。